

川崎市病院局規程第4号

川崎市立病院の管理等に関する規程の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和8年3月2日

川崎市病院事業管理者 金井 歳雄

川崎市立病院の管理等に関する規程の一部を改正する規程

川崎市立病院の管理等に関する規程（平成17年川崎市病院局規程第1号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第1号中「並びに10月の第2土曜日」を削る。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。